

# 議題：第 18 号

## 甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について（原案）

### 1 改正の理由

国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に関する人事院規則（人事院規則 15-14）の一部改正により、刑事訴訟法第 316 条の 33 に規定する被害者参加人として裁判所等に出頭する場合も、官公署への出頭に関する特別休暇を取得することが可能となった（令和 8 年 6 月 1 日公布、同日施行）。

学校職員においても、被害者参加人の裁判対応に伴う負担に加え、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性も考慮し、また、地方公務員法第 24 条第 4 項の規定では、職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう適当な考慮を払うことが求められていることから、学校職員についても、裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇の見直しを行うため、「甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則」について、所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

学校職員が、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合でも裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇の取得が可能となるよう、第 14 条（見出しを含む。）中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

※「被害者参加人」制度とは、一定の刑事事件における被害者やその配偶者、親族であつて、裁判所の許可を受けた者が、当該刑事事件の公判に参加し、裁判所の許可を得て意見陳述や被告人等への質問を行うことができる制度。

※裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇は、有給休暇。

### 3 施行日

公布の日から施行する。

### 4 教育委員会への提案

令和 8 年 7 月定例教育委員会において提案

# 議題：第 18 号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成 7 年教育委員会規則第 7 号）新旧対照表

| 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則</p> <p>平成 7 年 3 月 3 1 日</p> <p>教委規則第 7 号</p> <p>第 1 条～第 13 条 略</p> <p>（裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等としての官公署出頭<br/>休暇）</p> <p>第 14 条 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等としての官公<br/>署出頭休暇は、職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等<br/>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合<br/>で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときにおける休暇<br/>とする。</p> <p>第 15 条～第 42 条 略</p> | <p>○甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則</p> <p>平成 7 年 3 月 3 1 日</p> <p>教委規則第 7 号</p> <p>第 1 条～第 13 条 略</p> <p>（裁判員、証人、鑑定人、参考人_____等としての官公署出頭<br/>休暇）</p> <p>第 14 条 裁判員、証人、鑑定人、参考人_____等としての官公<br/>署出頭休暇は、職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人_____等<br/>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合<br/>で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときにおける休暇<br/>とする。</p> <p>第 15 条～第 42 条 略</p> |

# 議題：第 18 号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月      日

甲府市教育委員会

教育長 松田 昌樹

甲府市教育委員会規則第      号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和 45 年 12 月教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条（見出しを含む。）中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 議題：第19号

## 令和8度 甲府市武田氏館跡歴史館の

### 臨時開館について

#### 1 臨時開館日

令和5年度から指定管理者制度導入により運営主体者が民間事業者へと移行しているが、指定管理者から令和8年6月25日付で次の定休日の臨時開館の申請があった。

申請のあった臨時開館日は、夏休み期間で家族での来館者も多く、毎年小学生の夏休みの研究などで訪れる方も多し。また、夏季においてはお盆期間が最多の来館者数となることから、来訪者の利便性も考慮し、臨時開館とする。

臨時開館日：令和8年7月21日（火）

7月28日（火）

8月 4日（火）

8月12日（水）山の日振替休館日

合計 4日間

#### 2 甲府市武田氏館跡歴史館条例

第6条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。

- （1）火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）

## 報告：第9号

6月11日（木）03 兵道頭司 議員 答弁資料目次（令和8年6月 定例会）

（分割方式）1－1

| 番号         | 質 問 事 項                                 | 答 弁 者 | 答 弁<br>順 番 |
|------------|-----------------------------------------|-------|------------|
| 1-1<br>1-2 | 甲府市立図書館開館100周年を契機とした今後の<br>在り方と記念事業について | 市長    | 1          |

| 番号                       | 質 問 事 項              | 答 弁 者  | 答 弁<br>順 番 |
|--------------------------|----------------------|--------|------------|
| 2-1<br>2-2<br>2-3<br>2-4 | 高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成について | 保健衛生部長 | 1          |

| 番号  | 質 問 事 項             | 答 弁 者 | 答 弁<br>順 番 |
|-----|---------------------|-------|------------|
| 3-1 | まちなか回遊の現状と今後の展開について | 市長    | 1          |

| 番号  | 質 問 事 項     | 答 弁 者 | 答 弁<br>順 番 |
|-----|-------------|-------|------------|
| 4-1 | 高額療養費制度について | 福祉部長  | 1          |

# 報告：第9号

令和8年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

## 甲府市立図書館開館100周年を契機とした

### 今後の在り方と記念事業について

(1) 質問者 兵道 顕司 議員（公明党）

(2) 質問日 6月11日

(3) 答弁者 市長

(4) 担当課 図書館

(5) 質問概要

この100周年という輝かしい節目を迎え、甲府市立図書館が、ひとを育み、本と人をつなぐわが市が誇るべき資源としての役割を益々果たしていくことが大いに期待されることから、今後の在り方について、市長がどのようにとらえておられるのか、その想いを是非お聞きしたいと思います。

また、本年度予算に計上されている今般の記念事業についてその概要を是非お示し願います。

(6) 答弁内容

甲府市立図書館は、大正15年に「甲府通俗図書館」として開館して以来、戦災や社会の大きな変化を乗り越えながら、本年、開館100周年という記念すべき節目を迎えます。

この100年の歩みは、本を通じて学び、人を育み、地域の文化を継承してこられた先人たち、そしてその志を受け継ぎ、今日まで図書館を支えてこられた市民の皆様の歩みそのものであり、長きにわたり図書館を育てこられた皆様に深く敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げる次第であります。

近年はデジタル技術の進展により、必要な情報を瞬時に得られる時代となる一方で、動画コンテンツの普及や生活様式の変化などを背景に、読書に親しむ機会が減少し、特に子どもたちの読書離れが大きな課題となっております。

私は、読書とは単に知識を得るための手段ではなく、物事を深く考える力や他者を思い遣る心、豊かな感性を育む営みであると考えており、本を読むことで培われる想像力や思考力は、これからの時代を生きる上でますます重要になるものと認識しております。

その意味において、市立図書館は、市民一人一人の学びを支え、世代を超えて知識や文化をつなぎ、地域の知的活力を育む「知の拠点」であり、私は、この100周年を新たな出発点として捉え、紙の本が持つ温もりや価値を大切に継承しながら、電子書籍などデジタル社会への対応も進めること、また、市民の皆様が身近に本と触れ合うことのできる移動図書館サービスを拡大し、様々な機会を通じて、人と本との出会いを広げ、誰もが学びにアクセスできる環境を整えてまいりたいと考えております。

そして、改めて読書の価値を見つめ直し、市民の皆様とともに活字文化を未来へ引き継ぎ、市立図書館が市民の学びと文化を支えるかけがえのない存在として、また、未来を担う子どもたちを育む拠点として、その役割を一層発揮できるよう取り組み、「第七次 甲府市総合計画」に掲げた未来に輝く「ひと」の育成につなげてまいりたいと考えております。

## 報告：第9号

なお、記念事業につきましては、100年前に甲府通俗図書館が開館式を行った日の11月21日に記念日イベントを開催し、当日は、記念式典を執り行うほか、甲府大使であり、歌舞伎俳優の市川右若さんを一日図書館長としてお招きするとともに、ワークショップや星空観賞会などを予定しております。

その他、年間を通じて、図書館が所蔵する歴史的資料の記念展示をはじめ、小学生を対象にした一日司書体験や、本市出身の著名な声優 銀河万丈さんによる朗読会など、誰もが楽しめる多彩なイベントを順次開催していくこととしております。

さらに、この記念すべき節目に合わせ、既に多くの皆様のご賛同により目標額を達成したクラウドファンディングを財源として活用する中で移動図書館「なでしこ号」をどなたでもより快適で使いやすい新しい車両へ更新していくプロジェクトを進めてまいります。

これらの取組を通じて、図書館への愛着を深めていただくとともに、市民の学びや交流、心の豊かさを育む拠点として、これからも地域とともに歩み続けられるよう努めてまいります。

報告：第9号

6月11日（木）04      清水一成 議員   答弁資料目次（令和8年6月 定例会）  
（一括方式）1－1

| 番号 | 質 問 事 項                    | 答 弁 者   | 答 弁<br>順 番 |
|----|----------------------------|---------|------------|
| 1  | ロボットの導入について                | 市長      | 1          |
| 2  | 災害対応等におけるロボットの活用について       | 危機管理監   | 2          |
| 3  | 甲府商科専門学校における、未来技術人材の育成について | 教育部長    | 3          |
| 4  | 未来技術を活用した動物園づくりについて        | まちづくり部長 | 4          |

## 報告：第9号

令和8年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### 甲府商科専門学校における、未来技術人材の育成について

- (1) 質問者 清水 一成 議員（こうふ未来）
- (2) 質問日 6月11日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 甲府商科専門学校
- (5) 質問概要

甲府商科専門学校における、未来技術人材の育成などの特色化について本市の考えを伺います。

- (6) 答弁内容

甲府商科専門学校は、公立の商業実務系専門学校として、より高い専門性と豊かな人間性を兼ね備え地場企業に貢献できる人材育成を目的に設立され、主に県内企業等の即戦力となる人材を輩出してきたところであります。

近年、社会のDXが急速に進み、企業や自治体、教育機関などの々な場面でAIが活用されている中、AIやプログラミング、データ活用など、デジタル分野の知識や技能を有した人材が求められております。

こうした中、甲府商科専門学校では、AIにおいては、令和6年度にAIの専門的な知識や技能を学ぶための新たなカリキュラムを導入する中で、AI操作のプログラム言語の「Python（パイソン）」の授業において、プログラミングしたAIドローンやロボットの操作実習などを行い、AI関連の資格取得を目指すとともに、その学んだ成果を、「こうふ開府の日」記念イベントにおいて披露し、イベントを盛り上げながら商科専門学校の特色をPRしてきたところであります。

また、データ活用においては、県内企業と連携し、その企業が抱える課題に対して、課題解決策を考察し提案する「山梨地域経済概論」の授業では、地域経済に関するビッグデータを分析・活用する中で、研究成果を発表してきたところであります。

今後におきましても、デジタル分野の情勢や地場企業のニーズ等を注視する中で、時代に即したカリキュラムの編成に取り組み、高い技術を持ち、地域の課題解決に貢献し、未来を見据え活躍できる人材を輩出できるよう、鋭意努めてまいります。

報告：第9号

6月12日（金）01      鈴木 篤 議員 答弁資料目次（令和8年6月 定例会）  
(分割方式) 1－1

| 番号                | 質 問 事 項                 | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|-------------------|-------------------------|-------|----------|
| 1-1               | 本市における時間外勤務の現状と労務管理について | 総務部長  | 2        |
| 1-2<br>1-3<br>1-4 | 窓口開設時間の見直し等について         | 市長    | 1        |

| 番号                | 質 問 事 項                   | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|-------------------|---------------------------|-------|----------|
| 2-1<br>2-2<br>2-3 | あすなろ学級での小学校低学年児童の受入体制について | 教育長   | 1        |

| 番号                       | 質 問 事 項                | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|--------------------------|------------------------|-------|----------|
| 3-1<br>3-2<br>3-3<br>3-4 | 中心市街地周辺における消防分団の統合について | 危機管理監 | 1        |

# 報告：第9号

令和8年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

## あすなろ学級での小学校低学年児童の受入体制について

(1) 質問者 鈴木 篤 議員（政友クラブ）

(2) 質問日 6月12日

(3) 答弁者 教育長

(4) 担当課 学校教育課

(5) 質問概要

今年度から、あすなろ学級の入級対象学年が「小学校1年生から」へと全面改定されました。

はじめに、今年度からの対象学年拡大に伴い、担当教員の増員・配置はどのように強化されたのか見解を伺います。

続いて、自学自習がまだ難しい低学年児童に対する具体的な指導方法や、既存の高学年児童生徒への配慮について、どのような工夫をされているのか見解を伺います。

最後に、低学年の受け入れに必要となる、専門の学習スペースや空き教室などの施設環境の確保状況について見解を伺います。

決算委員会での議論を教訓とし、今度こそ一人の子どもも取り残さない甲府市の教育を実現するため、前向きで具体的な答弁を求めます。

(6) 答弁内容

令和6年度 全国の小中学校における不登校児童生徒数は過去最多の約35万4千人となり、特に小学校低学年の不登校児童数が増加傾向にあります。

本市におきましても全国と同様の傾向が見られ、不登校となっている低学年児童への学習支援や居場所づくりが重要となることから、本年4月より教育支援センター「あすなろ学級」の対象学年に、小学校1年生と2年生を加え、新たなリーフレットを作成し児童生徒及び保護者への周知を図ったところであります。

あすなろ学級の対象学年引き下げに伴う指導体制につきましては、各学級に、これまで確保が難しかった小学校低学年の指導経験がある講師を配置し、子どもたちにとって楽しく安心できる居場所になるよう、工作やお絵かきといった活動に加え、軽スポーツやレクリエーション活動等を取り入れ心の安定や人間関係づくりを優先する取組を行うとともに、毎月実施されている「あすなろ講師会」において支援の在り方などについて事例研究や情報共有を図ってまいります。

低学年児童の中には思いや考えの言語化が未発達な子どももおり、家庭を含めたサポートが有効な事例も多いことから児童生徒支援センター「すてっぷ」のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を進めてまいります。

また、施設環境につきましては、市内に3箇所あるあすなろ学級のうち本級では、児童生徒の状況や活動内容に応じて2教室を効果的に活用するとともに、1室からなる東・南分級においては、パーティション等の仕切りにより幅広い年代の児童生徒がそれぞれの発達段階に応じて、落ち着いた学習や活動ができるよう工夫してまいります。

今後におきましても校内教育支援センター「ほっとルーム」や児童生徒支援センター「すてっぷ」との連携を図りながら、低学年児童も含めたあすなろ学級に在籍する子どもたちの社会的自立に向けた支援に鋭意取り組んでまいります。

## 報告：第9号

6月12日（金）03 川崎 靖 議員 答弁資料目次（令和8年6月 定例会）

（分割方式）1－1

| 番号  | 質 問 事 項          | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|-----|------------------|-------|----------|
| 1-1 | ビジネスカジュアルの導入について | 総務部長  | 1        |

| 番号         | 質 問 事 項         | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|------------|-----------------|-------|----------|
| 2-1<br>2-2 | 甲府ジュエリー認定制度について | 市長    | 1        |

| 番号  | 質 問 事 項               | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|-----|-----------------------|-------|----------|
| 3-1 | ヴァンフォーレ甲府の応援機運の醸成について | 教育部長  | 1        |

## 報告：第9号

令和8年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### ヴァンフォーレ甲府の応援機運の醸成について

- (1) 質問者 川崎 靖 議員（政和こうふ）
- (2) 質問日 6月12日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 スポーツ課
- (5) 質問概要

ヴァンフォーレ甲府を応援する横断幕などを、北口のように南口にも設け、サッカーファンだけでなく甲府に訪れてくださった方々を歓迎し、気運を高めたいと考えますが、当局のお考えをお示してください。

### (6) 答弁内容

ヴァンフォーレ甲府は、本市に歴史を持つプロスポーツクラブとして、市民に夢や感動を与えるとともに、シビックプライドの醸成や交流人口の拡大、地域経済の活性化など、本市の発展に大きく貢献いただいております。

こうした中、本市においては、県内市町村との連携によるホームタウン連絡会議を通じた甲府市サンクスデーの開催によるホームゲームへの市民招待、広報こうふへの特集記事の掲載や公式SNSによる情報発信、市有施設への「のぼり旗」の設置に加え、甲府駅北口ペDESTリアンデッキの装飾など、ヴァンフォーレ甲府の応援機運の醸成やまちの賑わいの創出に取り組んできたところであります。

御提案の甲府駅南口のヴァンフォーレ甲府に関する装飾につきましては、県都・甲府市の玄関口においてホームタウンとしての歓迎ムードを高めるとともに、ヴァンフォーレ甲府への応援機運の更なる醸成に繋がるものと期待される一方で、市有施設以外である広場や道路への装飾物の設置にあたりましては、設置運営要件や安全面などの維持管理上の課題もあるものと認識しております。

今後におきましては、駅前広場を管理する県をはじめ、関係機関等と課題を含め協議するとともに、他都市におけるプロスポーツチームの応援に向けた駅周辺の装飾事例についても調査研究を行ってまいります。

## 報告：第9号

6月12日（金）05 中 嶋 寿 議員 答弁資料目次（令和8年6月 定例会）

（分割方式）1－1

| 番号  | 質 問 事 項                    | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|-----|----------------------------|-------|----------|
| 1-1 | 指定避難所となる県立高等学校体育館の空調設備について | 危機管理監 | 1        |

| 番号         | 質 問 事 項                    | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|------------|----------------------------|-------|----------|
| 2-1<br>2-2 | 小学校水泳授業の現状とプール施設の熱中症対策について | 教育長   | 1        |

| 番号  | 質 問 事 項                | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|-----|------------------------|-------|----------|
| 3-1 | 中学校、高等学校の部活動遠征費の助成について | 教育部長  | 1        |

| 番号  | 質 問 事 項                   | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|-----|---------------------------|-------|----------|
| 4-1 | ごみ袋に混入したリチウムイオン電池等の対応について | 市長    | 1        |
| 4-2 | リチウムイオン電池等の回収方法について       | 環境部長  | 2        |

| 番号         | 質 問 事 項                 | 答 弁 者   | 答弁<br>順番 |
|------------|-------------------------|---------|----------|
| 5-1<br>5-2 | 生活道路における自転車利用者の安全確保について | まちづくり部長 | 1        |

# 報告：第9号

令和8年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

## 小学校水泳授業の現状とプール施設の熱中症対策について

- (1) 質問者 中 畠 寿 議員（政和こうふ）
- (2) 質問日 6月12日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

近年の猛暑により、市内小学校において水泳授業の中止や時間短縮といった事例はどの程度あるのか。

児童が安全に授業を受けられるため、プールサイドの遮熱や日除けの設置、ミストや休憩スペースの確保などの熱中症対策などが必要と考えますが、このような対策を検討されているのか。

### (6) 答弁内容

文部科学省によれば、昨年度の学校管理下での熱中症は全国で2,813件発生しており、記録的な猛暑が続く近年においては、学校における総合的な熱中症対策が求められております。

こうした中、本市の小学校においては、「甲府市立学校における熱中症対策ガイドライン」に基づき、水泳授業の時間割を、午前中の涼しい時間帯に変更することで、水泳授業の時間数確保に努めているところであり、その上で、環境省が定めた熱中症の危険性を示す「暑さ指数」が基準値を超える場合には、原則運動を中止としていることから、昨年6月から7月にかけて実施した水泳授業においては、1学級につき10回程度、小学校全体で3,000回程度計画された内、11校で延べ40回程度中止とし、4校で延べ10回程度短縮したところであります。

また、安全に水泳授業を行うための熱中症対策としましては、小まめな水分補給のほか、適宜の休憩といった体調に配慮した対応を行うとともに、プールサイドへの散水やサンダルの着用、テントを設置し休憩できるスペースを確保する等、児童や教員の安全を最優先とした対策に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、熱中症対策に万全を期す中で、引き続き水泳授業が安全に実施できる環境づくりに鋭意努めてまいります。

## 報告：第9号

令和8年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### 中学校、高等学校の部活動遠征費の助成について

- (1) 質問者 中 塙 寿 議員（政和こうふ）
- (2) 質問日 6月12日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 甲府商業高等学校・学事課・学校教育課
- (5) 質問概要

スポーツ文化の交流の場において、生徒の安全確保と保護者の負担軽減のため、遠征に係る交通費や宿泊費を補助する助成制度について検討する考えはあるのかお伺いします。

#### (6) 答弁内容

中学校、高等学校における部活動は、生徒が自主的、自発的に参加し、顧問の教員や関係者などの指導のもと、スポーツや文化活動、及びそれらを通じた交流により、健全な成長を促す貴重な機会であり、各学校で多様な活動が展開されております。

それらの活動については、中高ともに教育課程外の活動であり、遠征費用を含め必要な費用は、受益者負担や公平性の観点から、保護者の皆様のご負担を基本とする中で、PTA等からのご支援もいただきながら運営しております。

こうした中、甲府商業高校における部活動は、ソングリーダー部をはじめ、剣道部や卓球部など多くの部活動が全国大会等で活躍していることから、より高い水準の技能や記録等に挑戦するため県外に遠征することも多くあり、学校自動車等を運転する教員の負担軽減及び安全な移動環境の確保のため、部活動の顧問の会議で調整を行ったうえで、一部の県外遠征については、本市予算で運転手付きの借上げバスを活用しております。

今後におきましても、こうした教員の負担軽減等に係る取組に努めるとともに、まずは、国や県の指針に沿った部活動遠征時の安全管理を各学校に徹底してまいります。

また、中学校、高等学校における部活動遠征費の助成制度については、国や他都市の動向を注視してまいります。

報告：第9号

6月15日（月）02 堀とめほ 議員 答弁資料目次（令和8年6月 定例会）

（分割方式）1－1

| 番号                | 質 問 事 項                   | 答 弁 者 | 答 弁<br>順 番 |
|-------------------|---------------------------|-------|------------|
| 1-1<br>1-2<br>1-3 | 山梨県立夜間中学・学びの多様化学校との連携について | 教育長   | 1          |

| 番号         | 質 問 事 項            | 答 弁 者  | 答 弁<br>順 番 |
|------------|--------------------|--------|------------|
| 2-1<br>2-2 | ひきこもり支援の今後の方向性について | 保健衛生部長 | 1          |

| 番号                | 質 問 事 項             | 答 弁 者 | 答 弁<br>順 番 |
|-------------------|---------------------|-------|------------|
| 3-1<br>3-2<br>3-3 | 女性の視点を活かした地域防災等について | 市長    | 1          |

# 報告：第9号

令和8年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

## 山梨県立夜間中学・学びの多様化学校との連携について

(1) 質問者 堀 とめほ 議員（公明党）

(2) 質問日 6月15日

(3) 答弁者 教育長

(4) 担当課 学校教育課

(5) 質問概要

県では入学対象者及び一般県民に向けて、夜間中学・学びの多様化学校の理解を図る周知活動に取り組むとしており、広く周知を図ることが予想されますが、個別に必要な情報提供をするのは各自治体の対応になると考えます。本市として、必要と思われる生徒や保護者等への周知とサポートをどのように行う予定なのかご所見を伺います。

また、夜間中学・学びの多様化学校が本市内に開校されることにより、どのような効果が期待されるかお聞かせください。

県によると、多面的な支援や円滑な学校運営につなげるため全庁的な取り組みとともに、外部の関係機関との連携を積極的に図るとしています。

本市としても県立夜間中学・学びの多様化学校との連携を図り、そこで実施される多様な学びを教育現場に反映していけるよう甲府市不登校総合対策検討委員会を中心に取り組んでいくべきと考えますが見解を伺います。

(6) 答弁内容

文部科学省が昨年10月に公表した令和6年度の全国の小中学校における不登校児童生徒数は35万人を超え、過去最多となる中、県及び本市においても同様に増加傾向が続いております。

こうした中、山梨県教育委員会は本年3月に、山梨県立夜間中学・学びの多様化学校を県立中央高等学校内に設置すると発表し、その設置基本計画を公表したところであります。

本市においては、これまで不登校対策として、あすなろ学級の設置や校内教育支援センター「ほっとルーム」の全中学校への設置、フリースクール等との連携など、様々な学びの場や居場所づくりに向けた環境整備を行ってまいりましたが、夜間中学・学びの多様化学校の市内設置により、通学上の利便性が高いことに加え、個々の生徒の学習状況に合わせた少人数指導や習熟度別指導のほか、生徒の置かれている状況に即した支援など、多様な学びの機会が保障され、学習の継続と社会的自立に向けた支援がさらに充実するものと期待しております。

今後におきましては、生徒及び保護者に対しまして、県が開催を予定している夜間中学・学びの多様化学校の説明会や体験授業等についての周知を行うとともに、当該学校との連携については、転入学する生徒の支援に向けた情報共有をはじめ、不登校総合対策検討委員会の委員等による視察や本市研修会への当該学校からの講師派遣など県に働きかけを行い、不登校児童生徒等の多様な学びの確保に向けた取組に鋭意努めてまいります。

## 報告：第9号

6月15日（月）05 山田弘之 議員 答弁資料目次（令和8年6月 定例会）

（分割方式）1－1

| 番号         | 質 問 事 項     | 答 弁 者   | 答 弁<br>順 番 |
|------------|-------------|---------|------------|
| 1-1<br>1-2 | 都市公園の整備について | まちづくり部長 | 1          |

| 番号  | 質 問 事 項               | 答 弁 者 | 答 弁<br>順 番 |
|-----|-----------------------|-------|------------|
| 2-1 | 「創作の森おびな」におけるクマ対策について | 市長    | 1          |

| 番号  | 質 問 事 項            | 答 弁 者   | 答 弁<br>順 番 |
|-----|--------------------|---------|------------|
| 3-1 | 青少年育成カウンセラーの増員について | 子ども未来部長 | 1          |

| 番号  | 質 問 事 項        | 答 弁 者 | 答 弁<br>順 番 |
|-----|----------------|-------|------------|
| 4-1 | 小中学校での手話教育について | 教育長   | 1          |

| 番号  | 質 問 事 項   | 答 弁 者  | 答 弁<br>順 番 |
|-----|-----------|--------|------------|
| 5-1 | 甲府市斎場について | 保健衛生部長 | 1          |

# 報告：第9号

令和8年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

## 小中学校での手話教育について

- (1) 質問者 山田 弘之 議員（無所属）
- (2) 質問日 6月15日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

甲府市でも、「手話は言語」として、小中学校で取り入れたらどうでしょうか、当局のお考えをお聞かせ下さい。

### (6) 答弁内容

学習指導要領における「育成を目指す資質・能力」には、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものが含まれ、その育成に当たっては、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要とされております。

本市教育委員会におきましては、長年、甲府の子どもの教育の中核に「思い遣る心の育成」を掲げ、自他及び自然や生命等に思いを馳せ、相手の立場になって考える力の育成の取組を推進しております。

これを踏まえ、各小中学校におきましては、道徳を中心に、児童生徒が様々な障がいへの理解や障がいをお持ちの方への支援、共生社会の在り方等について考える授業を行っているところであります。

こうした中、聴覚障がいに関する学習については、小学校5年生の国語科の教科書において、手話の仕組みや名前の表現方法等について学ぶ単元が設けられており、すべての児童が基本的な知識と言語としての手話に触れる機会を確保しております。

また、聴覚障がいをお持ちの方々の生活を知り理解を深める学習を総合的な学習の時間等に位置づける中で、今年度は小中学校合わせて12校で、手話通訳者や当事者の方々を講師としてお招きし、手話を交えた体験学習を行う予定となっております。

今後におきましても、引き続き、各校の学校教育目標及び児童生徒の実態等に応じた様々な障がいへの理解を深める教育を実践することとし、多様な人々と協働できる資質の育成に努めてまいります。

## 報告：第9号

6月15日（月）06 村松裕美 議員 答弁資料目次（令和8年6月 定例会）

（分割方式）1－1

| 番号                | 質 問 事 項     | 答 弁 者  | 答弁<br>順番 |
|-------------------|-------------|--------|----------|
| 1-1<br>1-2<br>1-3 | HPVワクチンについて | 保健衛生部長 | 1        |

| 番号                | 質 問 事 項          | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|-------------------|------------------|-------|----------|
| 2-1<br>2-2<br>2-3 | 中学校社会科の教科書採択について | 教育長   | 1        |

| 番号  | 質 問 事 項          | 答 弁 者   | 答弁<br>順番 |
|-----|------------------|---------|----------|
| 3-1 | 性的ディープフェイク対策について | 子ども未来部長 | 1        |

| 番号                | 質 問 事 項                     | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|-------------------|-----------------------------|-------|----------|
| 4-1<br>4-2<br>4-3 | 職権消除により住民票を削除した子ども達への対応について | 市民部長  | 1        |

| 番号  | 質 問 事 項       | 答 弁 者 | 答弁<br>順番 |
|-----|---------------|-------|----------|
| 5-1 | 子育て短期支援事業について | 市長    | 1        |

| 番号         | 質 問 事 項         | 答 弁 者   | 答弁<br>順番 |
|------------|-----------------|---------|----------|
| 6-1<br>6-2 | 自転車の通行に係る対応について | まちづくり部長 | 1        |

# 報告：第9号

令和8年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

## 中学校社会科の教科書採択について

- (1) 質問者 村松 裕美 議員（無所属）
- (2) 質問日 6月15日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

1点目、教育委員会ならびに教科書採択に関わる調査委員会、教育委員は、教科書会社によって内容が異なることを認識しているのでしょうか。

2点目「教科用図書調査報告書」にはいくつかの調査項目が書かれておりますが、学習指導要領が示す「歴史教育の目標」3項目にある、「多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の歴史に対する愛情、」という非常に重要なこの観点は調査項目に書かれていません。

教科書採択は学習指導要領が示す目標が的確に反映されているかは、非常に重要な観点だと考えますが、甲府市教育委員会が教科書を採択するにあたり、どのようにこの目標を反映したのでしょうか。

- (6) 答弁内容

教科書は学校における教科の主たる教材として全ての児童生徒に無償で給与されており、文部科学省の検定を合格した各出版社の教科書等から学校を所管する教育委員会が採択する制度となっております。

各教科書は、取り上げる題材や表記なども異なることから、採択にあたりましては教育関係者などからなる「甲府市教科用図書採択 審議委員会」において、「学習指導要領の各教科の目標」に示された資質能力を育成できる内容であるかなど、4つの観点に基づいて調査研究・審議が進められ、その報告を受け、本市教育委員会において教科書を決定しております。

こうした採択審議の過程においては、各教科の目標等とともに学習指導要領において重視されている思考力・判断力・表現力等を育成できる授業が展開される構成となっているか、生徒が主体的に取り組み対話的で深い学びを進められる工夫がなされているか、などについても採択基準としているところであります。

なお、学校図書館への図書寄贈の受け入れにあたりましては、学習指導要領等に基づきその内容や生徒の発達段階等を踏まえる中で個別に判断しております。